

国民健康保険における一部負担金の減免制度について

市の国民健康保険には、特別な事由に該当し生活が困難になったと認められる場合は、一部負担金の減額・免除・徴収猶予を申請できる制度があります。

一部負担金の減免制度とは・・・

本人が医療機関の窓口で支払う医療費が減額・免除される制度です。入院・外来の保険医療給付費（医科・歯科・調剤）が対象となります。

1.減免を受けることができる条件等

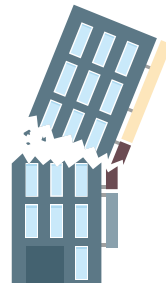
①特別な理由



震災、風水害、火災、その他これらに類する災害により、死亡し、若しくは心身に重大な障害を受け、または資産に重大な損害を受けたとき



干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これらに類する理由により収入が減少したとき



事業または業務の休廃止、失業等により収入が著しく減少したとき



重篤な疾病または負傷により、死亡し、若しくは心身に重大な障害を受け、または長期入院したとき

②減免の区分

区 分	条 件・内 容
免 除	世帯主と被保険者の収入合計（必要経費控除後）が、生活保護基準の1.1倍以下の場合、一部負担金を免除します。
減 額	収入合計（同上）が生活保護基準の1.2倍以下の場合、一部負担金の1/2を減額します。
徴収の猶予	収入合計（同上）が生活保護基準の1.3倍以下の場合、猶予する期間内に一部負担金を確実に納付できる見込みがあるときは、6か月以内で徴収を猶予します。

③減免の期間

申請した日から連続して6か月以内

※支払猶予または免除を受けるには、事前に申請をし、証明書の交付を受ける必要があります。

※自己負担額を医療機関に支払った後で、遡って適用はできませんので事前にご相談ください。

2.申請方法

下記の申請に必要な物を添えて、国民健康保険課の窓口で申請してください。

- ・収入に関する証明書（給与明細や預金通帳等）
- ・特別な理由に該当することが確認できる書類（罹災証明書や医師の意見書等）
- ・保険証
- ・世帯主の印鑑
- ・本人確認ができるもの

【問い合わせ】 国民健康保険課 給付係 ☎876-1234(内線3713～3715)

第四次浦添市地域福祉計画

「てだこ・結プラン」

を策定しました

近年、少子高齢化の到来をはじめとして、人々の価値観やライフスタイルが多様化して、かつて、家庭や地域が持っていた相互に助け合う仕組みや結びつきが弱まっている状況がみられます。

そうした中で、市民一人一人が互いの個性を認め、その持てる力を発揮し、市民同士が手を携えて、相互に助け合う社会を創ることが求められています。地域福祉計画がめざす社会を実現するために、次の目標を掲げました。

めざす社会の姿

- 市民一人一人を大切に社会
- 市民一人一人が生きる力を発揮する社会
- 人と人、人と地域、地域と地域を結び、共に生きる地域社会

市民に期待する役割

市民には、地域社会を構成する一員として、地域の課題に対し、市民同士で支え合いながら、課題解決に向けて

行動していくことが求められます。

地域で困っている人を見かけたら、声かけや手助けを行うなど、できる範囲で簡単なことから実践するとともに、ボランティア活動等に参加するなど、無理なく地域活動に参加していくことを期待します。

また、日頃から隣近所同士で積極的にコミュニケーションを図るなど、身近な地域に関心を持ち、積極的に関わっていくことを期待します。



浦添市福祉保健推進協議会の神里博武会長から市長へ答申書が手渡されました。
神里博武会長(中央)、我部政義副会長(左)

地域保健福祉センター

市民が身近な地域で気軽に相談できるよう、中学校区ごとに地域保健福祉センターを設置しています。福祉の相談窓口として市民からの相談を受け付けるほか、ボランティアセンターとして、『ボランティアをしたい人』からの相談についても受け付けています。お気軽にご相談ください。

地域保健福祉センター	連絡先	場 所
浦添中学校区 地域保健福祉センター	874-3878	うらそえぐすく児童センター内(2階)
仲西中学校区 地域保健福祉センター	988-8147	みやぎ希望の森コミュニティセンター内(1階)
神森中学校区 地域保健福祉センター	878-4569	内間市営住宅(1階・浦添市地域福祉センター内)
港川中学校区 地域保健福祉センター	988-9355	港川中学校内(2階)
浦西中学校区 地域保健福祉センター	871-3140	浦添市かりゆしセンター内(2階)

【問い合わせ】 福祉総務課 ☎876-1234 (内線3573)

浦添市では、地域に住んでいる市民一人一人が、あらゆる分野の活動に参加し、福祉でまちづくりを進めるための地域福祉計画を策定しました。本計画の計画期間は、平成26年度を初年度とし、平成30年度を目標年度とする5年計画とします。